

衛星通信サービス 契約約款

アリオンジャパン株式会社

2018. 1. 1



目次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 約款の適用
- 第3条 用語の定義
- 第4条 信義誠実の義務
- 第5条 明示されていない事項等の適用

第2章 利用契約

- 第6条 利用契約の成立
- 第7条 サービスの種類
- 第8条 利用申請
- 第9条 利用申請の承諾等
- 第10条 利用申請の承諾留保
- 第11条 端末機等の利用
- 第12条 通信サービスの開通

第3章 契約者の義務及び揭示物の管理

- 第13条 当社の義務
- 第14条 利用契約者の義務
- 第15条 サービス利用時間
- 第16条 情報提供及び広告掲載
- 第17条 利用履歴の閲覧
- 第18条 通話記録の内容

第4章 利用の制限

- 第19条 利用停止
- 第20条 利用休止

第5章 契約の変更及び解除、解約

- 第21条 契約事項の変更
- 第22条 契約の更新
- 第23条 利用契約者の地位承継
- 第24条 利用契約の解除及び解約

第6章 料金等

- 第25条 料金の種類
- 第26条 料金の算定
- 第27条 料金の支払・請求
- 第28条 料金の支払義務
- 第29条 料金の割引
- 第30条 料金の返還
- 第31条 異議申立て

第7章	契約者の保護及び損害賠償
第32条	利用者情報の保護対策等
第33条	苦情への対応及び対策
第34条	損害賠償

第1章 総則

第1条 (目的)

この約款はアリオンジャパン株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する衛星通信サービス(以下「サービス」といいます。)の利用条件及び料金に関する事項とその他の必要事項についての規定を目的とします。

第2条 (約款の適用)

1. 当社が提供するサービスを利用する時に適用され、別のサービスと併せて利用する場合には各サービスの約款が適用されます。
2. この約款は当社及び代理店等の営業所に備え、随時閲覧ができるようにします。

第3条 (用語の定義)

1. この約款で使用する用語の意味は次の通りです。

用語	用語の意味
衛星通信サービス	当社が利用者に提供する通信サービスであって、衛星設備を利用して情報を送受信するサービス及びこれに付随するサービスのこと。(以下「サービス」という。)
サービス利用契約	サービスを利用するために当社と締結する契約のこと。(以下「契約」という。)
サービス契約者	サービスを利用するために当社と契約を締結している者のこと。(以下「契約者」という。)
移動地球局	サービスに係る契約に基づき契約者が陸上及び海上にて使用するために開設するアンテナ及び無線通信装置のこと。

第4条 (信義誠実の義務)

当社と契約者は信義誠実の義務に則り当約款を履行しなければなりません。

第5条 明示されていない事項の適用

当約款で明示されていない事項は電気通信関連法及び商慣行に基づきます。

第2章 利用契約

第6条 (利用契約の成立)

1. 利用契約は契約者の利用申請に対して当社が承諾と契約者の約款に対する同意を得て利用契約が成立します。
2. 当社は契約者が利用申請に必要な申請書、当社が定めた書類等を審査後、料金の支払いに支障がないと認めた場合に申請を承諾します。

第7条 (サービスの種類)

当社が提供するサービスの種類は次の通りです。

Iridium	衛星通信用の小型移動地球局を設置しIridium衛星通信を通じて音声通話、データ通信を利用するサービス
---------	---

第8条 (利用申請)

サービスの利用を希望する方は次の書類を当社が指定する方法で提出していただきます。

- ・サービス利用契約申請書(当社指定の様式)
- ・その他、当社が契約者に求める書類

第9条 (利用申請の承諾等)

1. 当社は利用申請に記載された事項が約款で定める条件に適している場合にこれを承諾します。
2. 利用申請を承諾する際は次の各事項を利用申込者へ電話、メール、郵送等の方法で通知します。
 - ① サービス開通(予定)日
 - ② 料金等に関する事項
 - ③ 契約者の権益保護及び義務に関する事項
 - ④ 当社の義務に関する事項
 - ⑤ その他サービス利用に関する重要事項

第10条 (利用申請の承諾留保)

1. 当社は次の各事項に該当する利用申込者に対して承諾を留保し申込者へ通知します。
 - ① 第三者の名義を使用、もしくは虚偽の書類を提出したとき。
 - ② 社会の秩序等を阻害する目的で申請したとき。
 - ③ サービス利用申込者がサービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ④ サービス申込者が電波法令で定める電気通信設備に適した設備を確保していないとき。
 - ⑤ 当社への支払いが滞納しているとき。
2. 当社は第1項の承諾留保事項が解消される場合に利用申込を承諾します。
3. 第24条(利用契約の解除及び解約)第2項及び第3項に基づき解除、解約した契約者に対しては帰責事由が解消されるまで申込の承諾を留保できます。

第11条 (端末機等の利用)

1. 契約者は衛星通信サービス専用の端末機を直接購入し利用することができます。
2. 前項の規定により供給される端末機の規格等は当社の公示するところに従います。
3. 契約者が当社から貸借した端末機を紛失、破損した場合はそれに相当する費用を当社へ賠償しなければなりません。

第12条 (通信サービスの開通)

当社は第9条(利用申請の承諾等)第2項のサービス利用契約申請書に明記された開通予定日にサービスを開始します。契約者の開通予定日にサービス開始ができない場合は当社と契約者で協議し、開通予定日を調整することができます。

1. 契約者と協議し開通予定日が別日となった場合、当社は指定日までに開通を完了させ契約者に通知しなければなりません。
2. サービスの開始日は開通の手続きが完了し契約者へ通知をした日か、サービスの利用を開始した日とします。
3. 契約者は開通前に技術基準に適合している電気通信設備を確保する必要があり、電波法令に基づいた移動地球局に対して関連機関から無線局の許可を受けなければなりません。

第3章 契約者の義務及び揭示物の管理

第13条（当社の義務）

1. 当社は第12条（通信サービスの開通）第2項、第3項の規定により利用申込者の開通希望日を開通日とした場合、希望日にサービスの利用を開始できるようにします。
2. 当社は第19条（利用停止）、第20条（利用休止）の規定に定める事由以外は本約款で定めるところにより継続的かつ安定的にサービスを提供する義務があります。
3. 当社は契約者の情報を事前の同意なしに第三者へ漏洩、配布及びサービス関連業務以外の目的で使用しません。ただし、関係法令による捜査等の目的で関係機関から要求があった場合は、この限りではありません。

第14条（利用契約者の義務）

1. 契約者は本約款で規定する事項と電気通信事業法令を遵守する義務があり、当社が提供するサービスに著しく支障をきたすと判断した場合、サービスの一部もしくは全ての利用を制限することができます。
2. 契約者は契約に従って指定された期日までに料金を支払っていただきます。サービス利用料の未納があった際に発生するトラブルの責任は全て契約者にあるものとします。
3. 契約者は自然災害その他非常事態に処してその設備の保護が必要な場合を除き、当社の承諾なしに設備の移動、撤去、変更、分解もしくは別の機器をつなげての使用をしてはいけません。
4. 契約者はサービス契約に必要な個人情報等を偽って提出してはなりません。登録情報に変更が生じた場合は遅延なく当社に通知してください。
5. 契約者は当社が提供するサービスを本来の目的以外での利用、第三者へのサービスの貸し出しを禁止します。
6. サービスの利用に関する責任は契約者へあり、管理を怠る、無断利用もしくは不正利用等によって発生する物事の責任は契約者にあります。

第15条（サービス利用時間）

サービスの利用は当社の業務上もしくは技術上特別な支障がなければ24時間年中無休です。ただし、定期点検等の必要に応じて当社が事前に告知する場合はこの限りではありません。

第16条（情報提供及び広告掲載）

1. 当社はサービスの運営に関連してサービス画面、ホームページ、電子メール（Email）等当社が指定するところに広告等を記載することができます。サービス利用約款に同意する契約者は広告掲載、情報提供に同意したものとみなします。
2. 契約者は当社の各広告に対して削除、誹謗等その他の妨害行為ができません。

第17条（利用履歴の閲覧）

1. 契約者は毎月の利用履歴を当社へ要求することができます。
2. 当社は技術的に困難もしくは6ヶ月を経過している場合を除き前項の要求に応えます。

第18条（通話記録の内容）

当社は契約者の通話内容や通話記録を監視もしくは盗聴することはしません。ただし、国家機関の要請があった場合はこの限りではありません。通話量や使用回数等の一般的な資料はサービスの統計及びマーケティングに活用することがあります。

第4章 利用の制限

第19条（利用停止）

1. 当社は契約者が次のいずれかに該当する場合60日以内の期間を定めてサービスの利用を停止することができます。
 - ① 契約者が支払い告知を受け、最初の支払期日の翌日から起算して2ヶ月以内に支払いがなかったとき。
 - ② 契約者の端末機が電気通信設備の技術基準の規定に適合しない、もしくは当社からの是正、撤去要請等に応じないとき。
 - ③ 当社が指定する端末以外でサービスを利用したとき。
 - ④ 公共秩序に反したとき。
 - ⑤ 犯罪行為にかかるとき。
 - ⑥ 他人の名誉を毀損、もしくは不利益を与えるとき。
 - ⑦ サービスに危害を与える、もしくは健全な利用を脅かすとき。
 - ⑧ 他の利用者もしくは第三者の知的財産権を侵害、知的財産権者が権利を侵害されたと主張できると判断したとき。
 - ⑨ 契約者がその他関連法令及び本約款の規定を違反したとき。
2. 当社がサービスの利用を停止しようとする時は理由及び期間を明示し、利用制限の60日前までに契約者及び代理店に告知します。上記の通知にも関わらず期日までに顧客からの意見がない場合は同意したものとみなします。ただし、契約者の責に帰すべき事由で意見できない場合は例外とします。契約者が犯罪行為などにサービスを利用していることが発覚した時は事前の通知なしにサービスを制限することができます。
3. 契約者は利用停止事由が解消した後、再開通を希望した場合に当社は再開通に伴う費用を請求することができます。

第20条（利用休止）

当社はシステムの改善工事、設備増設、施設管理及び運営等のやむを得ない事情によりサービスを提供できない場合は契約者に事前に通知することでサービスを休止することができます。休止の理由が解消されたら即時利用可能にしなければなりません。

第5章 契約の変更及び解除、解約

第21条（契約事項の変更）

1. 契約者は利用契約の中で次に当てはまる事項に変更が生じた場合、利用契約変申請を当社へ提出してください。
 - ① 契約者の商号変更もしくは住所の変更があるとき
 - ② 契約書類内（利用契約期間、利用目的等）に変更があるとき
 - ③ 端末機の設置場所を変更するとき
 - ④ 料金プランを変更するとき
2. 当社は次の項のうち該当があった場合は前項の申請を拒否することができる。
 - ① 設備、技術的な余裕がないとき
 - ② 設置場所及び設置変更場所が設備の技術基準に関する規則に適合しないとき
 - ③ 契約者の支払いが遅延しているとき

3. 前1項②による利用契約の変更がされた場合、新しい利用契約により料金が適用されま
す。
4. 当社は契約者へ前項2-①、2-②が生じた際のやむを得ない解約による違約金は発生しま
せん。

第22条（契約の更新）

最低契約期間を満たし、30日前までに新しいプランへ変更もしくは解約の意思がない場合は
同一プラン、同一条件で契約を更新するものとみなします。

第23条（利用契約者の地位承継）

1. サービスの利用権利は次のうち当てはまる事項がある場合に第三者へ譲渡することがで
きます。この場合、料金に係る全ての義務と権利も譲渡されます。
 - ① 相続、合併、分割、営業譲受等により契約者の地位継承が発生したとき。
 - ② 船舶、航空機及びその他の移動するものの所有権が移転したとき。
 - ③ 傭船契約を締結、変更もしくは解除があったとき。
2. 契約者は第1項を証明できる書類を当社へ提出してください。
3. 当社は契約者との利用契約上の地位もしくは権利に対する差し押さえや仮処分、その他
強制執行の通知を受けた時、第1項の規定に関わらず申請を受理しないことがありま
す。

第24条（利用契約の解除及び解約）

1. 契約者が契約解除、解約をしようとするときは、その15日前までに当社が指定する方法
でその旨を通知してください。
2. 当社は次に該当する事由が発生し、利用契約を解除または解約しようとする時は、その
日の60日前までにその旨を契約者に通知し、契約者が意見を述べる機会を与えなければ
なりません。上記の通知にもかかわらず、期日までに契約者から意見がなかった場
合、解除または解約に異議がないものとみなします。ただし、利用者が正当な理由なく
これに応じなかったり、所在不明などで意見陳述の機会を与えられない場合は、この限
りではありません。
 - ① 第三者の名義で申請したことが発覚したとき
 - ② 契約書に虚偽の内容を記載、虚偽の書類を提出したとき
 - ③ 利用停止期間後に停止理由となった事由を解消しなかったとき
 - ④ 該当年度に利用停止を3回以上受けたとき
 - ⑤ システム運用に深刻な障害をもたらす、もしくは故意に妨害したとき
 - ⑥ 移動地球局を無許可で撤去、分解、内部回路の操作等を行い衛星通信の秩序を乱し
たとき
 - ⑦ 電波法に抵触して無線局免許を取り消されたとき
 - ⑧ 第14条契約者の義務に関する事項、その他本約款に違反したとき
 - ⑨ 当社のサービス提供目的以外の用途で利用したとき
3. 次の事項に該当する項目があった場合は事前の通知なしに即時解除及び解約措置を取り
ます。
 - ① 犯罪行為に関わっていたとき
 - ② 契約者が破産法、民事再生法、会社更生法の適用の申し立てとその他これに類する
事由が生じたことを知ったとき

第6章 料金等

第25条（料金の種類）

1. 当社が定める衛星通信サービスの料金は、料金表の定めるところによります。
2. 機能の追加等による内容の変更があった際は、変更後の約款に従うこととします。

第26条（料金の算定）

1. 毎月1日から末日までを1ヶ月の利用料とし、開通日、変更日、解約日も日数として数えます。
2. 契約者、請求書責任者、家族もしくは代理人が請求書を確認できなかった等の理由で支払いに遅延や未納が発生し、契約者の責任がない事由と当社が判断した時、当社は契約者に加算金やその他遅延金等を請求することができません。

第27条（料金の支払・請求）

1. 当社は請求書を支払期限の30日前までに契約者もしくは支払担当者へ発送します。ただし、請求金額が少額な場合は当社と契約者の間で協議し期間・金額を定めて支払うことができます。
2. 当社は未納金を最新の請求月の金額と合算して請求することができます。

第28条（料金の支払義務）

1. 請求書に記載された期日までに当社が定める方法で支払っていただきます。
2. サービスを利用する対価として本約款に基づき請求された料金を期日までに支払っていただきます。事前の通知なしに支払いが遅延した場合、延滞利息として延滞金(月2%)を当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払い日の翌日から換算して15日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

第29条（料金の割引）

当社は期間限定のプロモーション等の特別料金を契約者へ提供することができます。

第30条（料金の返還）

1. 当社は契約者の過誤納金に対して、契約者の要求に従って直ちに返還し、当社の過誤納金があった場合は翌月の料金と合算して請求するものとします。
2. 当社は前項の規定により返還すべき金額を翌月の料金から相殺することができる。
3. 当社は前項の規定により料金を返還すべき利用者に未納があった場合、返還すべき料金からこれを優先的に控除し、返還します。

第31条（異議申立て）

1. 請求された料金に異議がある契約者、支払い責任者は請求日から30日以内に当社へ異議申立てをする必要があります。
2. 当社は前項による異議申立てに対して妥当性を調査し、その結果を10日以内に書面等で契約者もしくは支払い責任者へ知らせます。
3. やむを得ない事由で期限までに異議申立ての結果を報告できない場合、その理由と再度定めた期限を契約者もしくは支払い責任者へ知らせます。

第7章 契約者の保護及び損害賠償

第32条（利用者情報の保護対策等）

当社は利用者の個人情報、通話記録等を契約当事者以外に提供することはありません。ただし、次項に該当する場合は、この限りではありません。

- ① 電気通信関連法令及びその他の法令に反するとき
- ② 関連法令の捜査を目的として関連機関から情報提供を求められたとき

第33条（苦情への対応及び対策）

1. 当社は客観的、物理的、技術的に合法的な契約者からの苦情の申し立てがあった場合は速やかに対処します。ただし、苦情による補償は本約款の損害賠償の規定に従って行いません。
2. 当社は前項に規定した苦情の申し立てがないよう努めます。

第34条（損害賠償）

1. 当社は契約者にサービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責に帰すべき事由によりサービスを利用できない事実を契約者から当社に通知があったとき（契約者からの通知の前に当社が事態を知っていたらその時）からその状態が24時間以上継続したときに限り、契約者からの請求により損害を賠償します。サービスを利用できなかった時間は衛星を運営している事業者によって決定します。ただし、サービス障害が次項に該当する場合に当社は損害賠償の責任を負いません。
 - ① 自然災害もしくはそれに準ずる不可抗力的に発生した障害に対する損害
 - ② 契約者の設備等の不具合によって発生した障害に対する損害
 - ③ 契約者の故意、過失によって発生した障害に対する損害
2. 前項の損害賠償の金額は、契約者が最近3ヶ月分の料金を基に1日の平均額を24で割り、利用できなかった時間をかけて算出し、契約者と協議の上賠償します。契約期間が3ヶ月未満の場合はそれまでの契約期間を基に算出します。